

# 三商レポート

## 第八十九話 「相続放棄の新しいルールの必要」

相続プラザ（株）三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail [sansyo@trust.ocn.ne.jp](mailto:sansyo@trust.ocn.ne.jp)

### 【相続放棄の件数】

相続放棄の件数が増え続け、16万件に達した。バブル期の積極経営や節税対策による借金・バブル崩壊後の長引くデフレ不況下の借金・東日本大震災や円高による借金などが背景にある。亡くなった親が残した借金から逃れるために、相続放棄を選択した結果である。

相続放棄の要件は、本来とても厳しい。

- ①「自己のために相続の開始を知ってから3ヶ月以内に」家庭裁判所に申立てなければならない、という期間制限がある(熟慮期間)。
- ②相続財産を「処分」などしたら、相続を承認したとみなされて、もはや相続放棄はできなくなる(法定単純承認)。

ところが、最近の家庭裁判所は3ヶ月を過ぎていても明らかな処分行為がなければ、弾力的な運用により相続放棄の受理を認める傾向にある。

その理由として、

- i) 信用経済が発達し、相続人には債務が分からない。そのため、相続放棄を認めないと酷な場合がある。
- ii) 受理を認めても、受理審判は相続放棄が有効か無効か判断していないので、債権者は別途に民事訴訟を起こしてその手続の中で争う道が残されている。などがあげられる。

H 元年	43,626 件
2 年	43,280 件
3 年	45,884 件
4 年	50,946 件
5 年	58,490 件
6 年	58,794 件
7 年	62,603 件
8 年	66,898 件
9 年	73,462 件
10 年	83,316 件
11 年	98,546 件
12 年	104,502 件
13 年	109,730 件
14 年	123,038 件
15 年	140,236 件
16 年	141,477 件
17 年	149,375 件
18 年	149,514 件
19 年	150,049 件
20 年	148,526 件
21 年	156,419 件
22 年	160,293 件

(最高裁司法統計より)

親の借金に責任のない相続人を守るために、相続放棄の活用は意味がある。そのため、家庭裁判所が柔軟な判断で相続放棄を受理することは、時代の要請に配慮したもので好ましいことである。

しかし、増え続ける相続放棄の中には、現行の申立手続を悪用したいかがわしい手続によるものや放棄後の影響を考えず強引に相続放棄をさせたりするなど、相続放棄をビジネスにする風潮も見られる。

そのため、まっとうな相続放棄を守るための新たなルールが必要と考える。

そこで、①債権者には相続人への「通知」を義務付けてはどうか。

債権者は、債務者や保証人の信用を調査したうえで融資を実行する。融資した後も、債権管理を行なっている。貸付リスクを負う以上当然の行為である。そこで、債権の管理を行なっている過程で債務者が亡くなったことを知ったら、直ちに相続人に対して「債務がある」ことを通知することは可能である。通知を義務としても無理を強いることにはならない。

これにより、相続人は債務の存在を知ることができるうえ、相続人の熟慮期間を固定するメリットもある。

また、通知義務を課することで、相続の開始を知らないうちに3ヶ月の経過をまって、「実は、貸していた金がある」と突然請求するケースを防ぐこともできる。

一方、②相続人に対しても、債権者からの通知を受けたら直ちに当該債務の調査と他にも債務があるか「調査」すべき義務があるとしてはどうか。

調査のためには、「期間伸長の申立」や「個人情報情報機関」への照会を行なうことが有効な手段となる。債権者から「通知」を受けたにもかかわらず、こうした調査を行なわないで漫然と期間を過ごした場合には、「債務があることを知りませんでした」と申立てても、相続放棄が認められなくてもやむを得ないのではないか。

このように、債権者側にも相続人側にも義務(通知義務・調査義務)を課して、公平な緊張関係の中で相続債務の処理をすべきであると考えられる。

その結果、受理の窓口となる家庭裁判所には、相続放棄の申述人が客観的な基準となる義務を尽くしたかについても審理してもらうことになる。

このテーマについては、各方面からのご意見をいただき、引き続き検討して行きたい。ご意見をお寄せいただけたら幸いです。

(2011年11月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～